



2019年税制改正大綱

UHY Tax ニュースレター / 2019年1月

2018年12月14日に、平成31年度与党税制改正大綱が公表された。以下がその概要である。

I. 法人課税

1. R&D税制その他の政策税制

- (1) イノベーション促進のためのR&D税制の見直し
ア. オープンイノベーション型については控除税額の上限を10%（改正前5%）に引き上げ、総額型については法人税額の40%（改正前25%）に引き上げ。
- (2) 地域の成長発展の基盤強化のための地域未来投資促進税制の期限の延長、制度の拡充
- (3) 海外の資源開発に係る減耗控除制度（探鉱準備金又は海外探鉱準備金など）の適用期限の延長と適用要件の見直し

2. 国際課税

- (1) 過大支払利子税制の見直し
ア. 対象となる利子の範囲を拡大。第三者に支払う利子も対象。
イ. 調整所得金額の計算、超過利子額の損金不算額、適用免除基準の見直し。
- (2) 移転価格税制
ア. 無形資産が明確化され、評価困難な無形資産取引に係る価格調整措置等が講じられた。
イ. 独立企業間価格の算定方式として、DCF法が導入された。
- (3) 外国子会社合算税制
ア. ペーパーカンパニー及び事実上のキャッシュ・ボックスの範囲の見直し
イ. 保険業を主たる事業とする対象外国関係会社の非関連者基準の判定が見直される。
- (4) 台湾との金融口座情報の自動的交換制度
- (5) 外国税額控除の控除対象外国税額の範囲の見直し

- (6) 租税条約実施のための国内法の整備

3. 組織再編関連

- (1) 株式交換等の後に株式交換等完全親会社を被合併法人として、株式交換等完全法人を適格合併とする適格合併を行うことが見込まれている場合の税制適格要件の見直し
- (2) 合併、分割及び株式交換に係る適格要件並びに被合併法人等の株主における旧株の譲渡損益の計上を繰延べる要件のうち、対価要件の見直し

4. 納税環境整備その他

- (1) 大法人の電子申告（e-Tax）義務化に伴う、地方税における申告書及び添付書類の提出に関する措置
- (2) 高額・悪質な無申告者を特定し、適正中税を確保するため税務当局による事業者等に対する情報照会の制度の整備
- (3) 仮想通貨に関する法人税の課税関係の整備一期末に保有する仮想通貨のうち、活発な市場が存在する仮想通貨については、時価評価により評価損益を計上、ただし、経過措置あり。譲渡原価は、移動平均法又は総平均法で計算。
- (4) 業績連動役員給与の決定等の手続きについての見直し
- (5) みなし大企業判定
大法人の100%子会社、100%グループ内の大法人に株式等の全部を保有されている法人については、租税特別措置法の中小企業者向け優遇税制の適用除外となった。
- (6) 法人事業税率の改正および特別法人事業税（国税）の導入

II. 所得税・資産税

1. 個人所得税関連

- (1) 消費税10%が適用される住宅の取得等に係る住宅ローン減税（特別控除制度）の新設
- (2) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置（NISA）についての対処及び要件の見直し
- (3) 上場株式等に係る配当等に係る源泉徴収義務等の特例についての見直し
- (4) 税制適格ストックオプション制度の拡充－新株予約権の行使までの期間、居住者であることが要件、要件の緩和
- (5) 仮想通貨に関する所得税の課税関係の整備
- (6) ふるさと納税制度の見直し
平成31年6月1日以降、支出された寄付金にて、過度の返戻金については住民税の特例控除の対象外として扱われる。
- (7) 森林環境税および森林環境譲与税の創設
- (8) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の拡充
- (9) 子育てのための施設等利用給付の非課税措置等

2. 資産税関連

- (1) 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設
- (2) 特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例の見直し
- (3) 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置制度の見直し事業承継税制の創設
- (4) 個人事業者の事業承継税制の創設

III. 消費課税

1. 車体課税

- (1) 自動車税環境性能割
ア. 現行の自動車取得税が、平成31年10月の消費税10%導入と同時に廃止され、自動車税環境性能割が導入される。今回の大綱によれば、平成32年9月30日まで、1%減免する措置が採用された。
イ. 自動車税：平成31年10月1日以降に新車登録を受けた自家用乗用車について、排気量区分で恒久減税となった。
- (2) 外国人旅行者向け消費税免税制度

臨時の販売所での免税販売の容認

IV. 関税

平成30年度末に期限の到来する暫定税率（411品目）の適用期限を1年延長。また個別品目の関税率等の見直し

V. その他

- (1) 酒税の税率引き上げ：輸入ウイスキー、たばこの税率の引き上げ
- (2) 東京オリンピック・パラリンピックの参加者等の非居住者及び恒久的施設を持たない大会関連業務を行う法人に対する非課税措置
- (3) 弁護士である社員全員が国税局長に通知した外国人弁護士は、税理士業務ができる。
- (4) 保険会社等の異常危険準備金制度につき、火災保険に関する特例積立金率を6%に引き上げる。

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



CONTACT

UHY税理士法人

富田 直也 - パートナー

Email: tomita.tax@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂 7-3-37 プラース・カナダ 3F

Tel: +81 3 5410 1393 / Fax: +81 50 3156 3592

Website: <http://www.uhy-tokyo.or.jp/uhy-tax>

